

**大森敬治氏(防衛庁調達実施本部)**  
**インタビュー**

**1996/12/20**

村田 今日とりわけお尋ねをいたしたいと思っていますのは、1978年のガイドラインの経緯でございまして、ちょうど副本部長はその時期は、防衛庁の防衛課の部員でいらっしゃったということで、ガイドラインの策定作業にも携わっていらっしゃったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

大森 ええ、私はですね、正式な日付は51年ですね、確か6月かその頃、防衛課に配属になりまして、それで、当時西広防衛課長が来られまして、それで、西広防衛課長から今度日米防衛協力の仕事をしてもらうからと直接いわれたことは覚えてます。また、その時すでにですねえ、その51年の予算委員会、その前からも分かりませんが、えっ、坂田・シュレジンジャー会談とかあって、防衛協力の枠組みというか、そのガイドラインをつくらうというのはすでにありましてですね、確か私が来た時にも、その防衛課でその仕事をしてるというよりもむしろ同じ防衛局の中に運用課というのがありまして、運用課がしていたように私は認識してます。というのも、その防衛課長西広防衛課長は、ガイドラインの仕事を頼むぞと、やっってもらうよと言われましたけど、実際引き継いだのは、同じ運用課の部員からこれまでの経緯はこうだからってというふうなことで、防衛課の同僚からってどうか、先輩から引き継ぐのではなくて、その仕事の引き継ぎをしました。

村田 もし、お差し支えがなければ、ご記憶でいらっしゃいましたら、運用課の部員の方は、どなたでいらっしゃいましたでしょうか。

大森 運用課の部員はですね、久利君とって、久しいに利益の利と書くんですけどね、45年の、私らの2年後輩の、彼ですけども。ですから彼は、私どもまあずいぶん仕事をずっと、途中までしてたんですけど、途中で、彼は退職しまして、今は、司法界でというか、弁護士で活躍してしてるんですけどね。

村田 当時の運用課長は、どなたでいらっしゃいますでしょうか。

大森 ええ、運用課長はですね、長谷川さんっていう長谷川ひろしさんっていう、もう退職されましたけど、34年いやあ33年ですかねえ、いろいろその時のこう、課長はどうも、西広防衛課長がですね、ずいぶんやっていたようすし、西広防衛課長の前は、夏目防衛課長だと記憶してますけど。夏目防衛課長がやっていて、ある程度したら、運用課行ってまた防衛課に戻ったのかもしれないね。そこは、ちょっと私は、経緯は分かりません。

村田 そうしますと、副本部長は、引き継がれた段階では、もうかなり詰めの段階であったというふうに考えてもよろしいんですか。

大森 いや、詰めというかですね、枠組みを作るのですね。それが私がですね、行く前後にですね、防衛協力小委員会というものができたんですね。これもちょっとどっか資料を見ればはっきりするのですが。設立されたのが、SCCですか。安保協議委員会というのが開かれて、それで、防衛協力小委員会 SDC とか、Sub-committee for Defense Cooperation かな、SDC というのが出来て、それができた時だったじゃないかと思うですよ。ですから、その SDC で、具体的にですねえ、これからガイドラインの仕事が始まるっていう時だったですね。ですから、一回目のその SDC から私は、何というか、あの Note-taker か、担当者として、いろいろ出て、資料作ったり記録をとったり、というふうな感じですね。

村田 内容に入ります前に、もう 1 つだけちょっとお尋ねしたいのは、今のお話にありましたように、坂田指令シュレジンジャー 会談とかですね、あるいは坂田長官が社会党の国会議員の国会答弁を受けて、日米の防衛協力が必要だということのような話がでてまいりますけど、

大森 ああ、ええ、上田哲さんのね。

村田 通常は、そういうふうに説明されておまして、つまりこのガイドラインについては、日米防衛協力については、日本側がイニシアティブをとって話が始まったとふうに通常言われるのですが、副本部長は、もちろんその一番最初のところは分かっていらっしゃらないでしようが、防衛課にいらっしゃった頃の印象でいえば、そういう雰囲気だったのでしょうか。日本側が言い出した防衛協力の話にアメリカが乗ってきたというふうに当時は理解していらっしゃったのでしょうか。

大森 ええ、防衛課に配属されてから、またその前にも、当時 70 年代全般、60 年もそうですけど、70 年代の頃は、国会議論、特にそのアメリカの極東戦略に日本が組み込まれるとか、その日米で、幕僚同士ですね有事研究が進んでいるとか、そういう話がその、国会でずいぶん議論となって、社会党のあの、なんていう人でしたか、北海道の、

村田 岡田春男

大森 岡田春男さんがね、Flying Dragon とかいうニックネームのもとに、幕僚同士で、シビリアンコントロールを受けないでやってるというような話が、国会で出て、国会が止まったりですねえ、そういうのを、ずいぶんこう、防衛課に行く前から記憶がありまして、また、事実、防衛課にいった、まあ、坂田シュレジンジャー会談、また、当時防衛局長は丸山さんだったですけど、丸山・西広、ライン的には、あと宝珠山さんという前任部員さんがおられたんですけど、ガイドライン研究という新しいこと誰がやるということで、多

くは局長、課長、あとは資料整理が私というところで、いろいろ聞いたなかでも、丸山局長なんかも安保5条を、で、共同して対処するというふうに書いてあるにもかかわらず、正式な防衛行動のついでにすり合わせる場がないと。そういうのは、日本の防衛にとっては非常に問題だというのが、ちょうど国会でもあるし、シビリアンコントロールのもとにやる必要があるのだ、ということで、アメリカ側も理解も得たと。ゆうことはよく聞きますとですね、ですけど、具体的にその、どういう経緯でですね、場で、それができたというのは私は知りませんが、今ご質問の雰囲気としては、まさに防衛庁側のイニシアティブでですね、アメリカとの協議が始まったという感じだったですね。

村田 これも丸山先生や、夏目先生にも以前にお話を伺ったのですが、お二人とも共通しておっしゃったことですね、久保卓也さんは割とガイドラインに対して冷淡でらっしゃったと、というようなことをお二人はおっしゃったのですが、大森さんはそのご記憶はございますでしょうか。

大森 まあ、そこは、明確には、丸山さんとかが言ってることは記憶がないですね。

村田 そうですか。

大森 ですけど、西広さんなんか、いやあ丸山さんは、非常にその、積極的だったというか、軍事的なところでの日米の強化というのをですね非常に大事に。で、西広さんもそういうところだったですね。西広さんは、大きな枠組を作ってやっていかなければいかんということでありまして。確かに、彼らの考え方を聞いている限り、また、私久保さんというのも、防衛課ではないんですけど、同じ防衛局の調査一課というところにいまして、そのときの防衛局長をしてましたので、色々久保さんの話なんかよく聞いてましたし、また西広さんが中心になって、久保さんの久保論文ですね KB 論文だとかいうのがあるんですが、その勉強で、久保さんがいろいろ若手の部員と議論するっていうのがありまして、そういうところで久保さんの話なんかを聞いていましたけど、それからすると確かに、まっちょっと違うなという感じがしましたが、久保さんが積極的ではなかったかどうかはよく分かりませんが、はっきり私の感じでいえることは、やっぱり丸山さんほど積極的にはならないというか、まあ、丸山さんが一番ガイドラインというか日米共同作戦計画の研究には一番積極的だったんじゃないかと思えますけどねえ。

村田 そうすると、当時の防衛庁一般の雰囲気というところむしろ丸山先生が割と突出して積極的という感じなんですか。

大森 そうですねえ。そんなに目立ったものではないんですけど、丸山・西広ラインとい

うのは積極的だったですね。そのガイドラインに。それに、私は、そのあとですけど、ガイドライン研究というのは、作る時に防衛庁と外務省の共同作業みたいなんです。それで、西広防衛課長と、外務省は今オーストラリア大使をしている佐藤行雄さんで、この人が、北米局の安全保障課長をしまして、この人がものすごく5条の共同対処行動を実体的なものにすることで非常に熱心な人でしたし、ですから、私の限られたところから見てる限りですが、丸山さんだけが突出した感じはなかったですね。

村田 そうしますと、防衛協力小委員会が始まりまして、副本部長がお出んなった頃ですね、日米間でですね、一番大きな争点と言いますかある程度どういうものだったのでしょうか。よく言われることは、日本は日本有事研究を先に望んで、アメリカは極東有事研究に固執したというふうにはよく言われるんですが、そういう日米の違いはあったのでしょうか。

大森 ええ、そこは、私はその全貌には参画してないというかですねえ、関わっていないというか、たぶんそのSDCを作る、そこの過程においてずいぶん議論があったんじゃないかと思うんですが、丸山局長、まあ夏目課長か、西広課長かそれくらいの時はあったのかなあと。私がいったあとは、防衛協力小委員会ができて、まあその時はまだアジェンダは全然できてなかったわけです。ですけど、日本側のリードでやりましようってみたいなの雰囲気だったですね。ですけど、その時やはりアメリカ側としての考え方でいうのが、たしかに単純に分けていわゆる5条事態6条事態ことですね、どうすんだっていうふうみたいなのがありましたけど、ですけどそこで私が調整に走って、どうしましようかってですねえ、課長とか局長とかの指示を仰いで、いやあ局長とか次官とかでやっているとかがいうのを私が防衛課にいった時にはほとんどなかったですね。

村田 すると、いらっしゃった頃はということが話し合われていたのですか。そのガイドラインについては。

大森 その時もう、SDC、防衛協力小委員会ができてましたので、具体的にSDCで議論するアジェンダですね、議題をどういうものを作るかとゆうことでした。それで、したがって、今のいわゆる6条事態、失礼、5条事態をやってですねえ、6条事態をやる。では5条事態というのは、どういうふうなその5条事態の研究って書くわけにはいけませんので、我が国が直接に攻撃を受けているとか、その他の何とかというですね、枠組のアジェンダを作ったり、またSDCというのは、ガイドラインを作る場であって、我が国の基本的な防衛政策とかですね、憲法上の問題とかですね、安保条約の基本的な枠組とかですね、そういうのを議論するところじゃありませんよとそういうのをスタートするにあたってはつきりしてやろうとかそんなことを言っていた状況です。それで、局長とか課長とかのどこ

ろに行って、議論を整理してですね、防衛協力小委員会での議題というか、今後の議論の進め方というのをまとめましてですね、それを外務省に持ってったりなんかして調整するのが最初の仕事だったですね。

村田 朝日新聞のですね、有事研究についての特集によりますと、今おっしゃったような憲法問題について触れないとかですね、核の問題について触れないとかいくつかの条件がございますよね。ガイドラインについての。それは、この報道によると丸山局長西広課長のラインで大筋そのようなことを考えてですね、で、それに対してむしろ制服組にはそのような枠があると十分話ができないというので反発があったというような報道があるんですが、そういうご記憶はおありでしょうか。

大森 僕は、そこらはほとんどないです。例のガイドラインが出来上がってですね、ガイドラインの研究にあたっての条件というのがありますよね、あれはまさにSDC防衛協力小委員会ですね、そこで議論する時にも前提をおいてやろうということだったんですよ。それがずっと最後までガイドライン研究を实际やる時もですね、その研究の前提条件だったんです。

村田 それは、防衛庁サイドが言い出したのですか。

大森 そうです。

村田 それは、丸山・西広ラインというふうの。

大森 そうですね、実際そうですね。ですから私さっきも申しましたSDCの一回目の、何月か忘れちゃったのですが、その準備がものすごくあったんですよ。それで、SDCの議論をこれから本格的に始めるにあたって、SDCでの議論の前提条件、それからまたSDCで議論するアジェンダをどうセットするか、で、我が国の憲法上の制約を踏まえてやりますとか、安保条約の事前協議とか、そういうものは協議、SDCの議論の対象にはしませんとか、あとは核の話なんかだったかな、そういうのをまずSDCの協議の前提としようとか、アジェンダとしては、いわゆる5条事態の話と。5条事態でも、ガイドラインそのものと似てるというか、平時からの協力それから緊張時にどうするか、それから実際の共同対処行動、それからまあ何とかとか書いたり、6条事態の協力とかいうことですね、アジェンダを作ってやってるのが、確か7月8月頃かな、だからSDCの最初ですね、防衛庁から出た局長は伊藤圭一さんだと僕は思うんですけどねえ。丸山さんは当時次官になっていたんじゃないなあと思うんですけど。

村田 そうしますと、今おっしゃったような条件づけですねえ、SDCの段階で、ある種のコンディションをつけるということについては、アメリカ側にも異論がなかったし、外務省のもしも言わなかったと。

大森 ええ、そこはですねえ、なかったですねえ。外務省は、防衛庁が言っていたのは、憲法上の制約というか、そういうものを前提としてやりますよというふうなことをまず言おうと。外務省の方から安保条約の基本的な枠組ですね、事前協議をいうべきとかですね、そんな話とか、事前協議の話はしませんというようなことを外務省は言ってきたりですね。ですからそこは、SDCの前提条件は、憲法問題上の話は主として防衛庁サイドから出した話なんですけど、全体的には、外務省と防衛庁の合作ですけどね。

村田 アメリカ側は、抵抗もなく。

大森 そこで、アメリカ側が、なんか言った、事前に言った、またその最初のSDCの場でなんか発言したという記憶は全くないですね。

村田 副部長が加われられた範囲でのSDCですねえ、日米での間で大きく意見が異なっただということはあんまりないのですか。

大森 SDCの場ではありませんでしたね。正式のSDCの場においてアメリカ側と意見が離れてということは、ですけど、実際なんて言うかSDCを何回目にかうしたのか、憲法上の制約だとかを2回か3回くらいに分けて、2回くらい分けたのかなあ、日本の防衛政策、その最初からガイドラインをやるのは、主眼は国会での議論というふうなものを日米間でもきちっとしてちゅうか、別の言い方でいうと、米軍は槍で、自衛隊は盾だというふうなことを国際的にというか、日米の間できちっとして、自衛隊の役割を明確にした上で制服同士の作戦計画というか共同行動計画を勉強してもらいましょうということでしたので、防衛構想的なやつも説明しましたよ。そこが終わってSDCのしたに3つのパネルを作ったんですけど、情報、作戦、後方補給かな。で、そこで、作戦関係のガイドラインを作ろうと、情報関係のガイドラインを作ろうと、そして後方補給関係のやつを作ろうということやって、いろいろやって、そこはかなりあれなんですけど、なかなか自衛隊と米軍の役割ていうか、そこらへんにおいて、それは極めて国会議論的であるというか、政治論的な話ですから、進まなかったんですよ。ちゅうか、またそのメンバーが、パネルのたとえば情報とか作戦なんかでも作戦部会、その作戦部会の部会長さんは、防衛庁側は運用課長とか、統幕の制服の人とか、メンバーは、ああ防衛課長だったですね。防衛課長があれで、内局側ですね防衛局は。で、統幕側は統幕の3室長とか、在日米軍の3部長とかですね、そういう人なんですけど。まあそのう、防衛課長は別として、在日米軍の3部長な

んかで、米軍は叩く方で、自衛隊は守る方ですよとか、いやあ両方共同でやってるのに、片方が叩いて片方が守るじゃない両方戦うんだとかという話で、当初意図した役割分担というかですねえ、そういうことについてなかなか議論が進まなかった。情報なんかは緊密に情報交換しましょうと、これはそれほど難しくないっていうか、そういう面で、SDCというか、ガイドライン作りが下に降りて専門的なところに行くに従って、特に作戦分野のところ、当初自衛隊は盾、米軍は槍手というところでの仕別をしようとしたのが、なかなか進まなかった。そこでこう難航したは憶えていますね。

村田 そういうパネルのレベルになりますと外務省には入ってこないんですか。

大森 外務省に入ってますよ。外務省もですね、安保課長が入っていて、実際来るのは安保課の主席とかですね、そういう人でありまして、ですからそういうところで、西広さんとか佐藤さんもある程度やってきて、できるところはあるけど、やはりその、大きな役割分担みたいな、政治的なというか戦略的な判断で、これはそのう、国防省とか国務省とか、そういうとことやらないといけないというふうな認識にずいぶん変わってきたんですよ。それはまあずいぶん、1年くらい経ってからっていうか、確かええっと51年かな、パネルができたのはいつなのかなはっきりしないんだけど。

村田 なるほど。つまり、SDCが発足してから少し時差をもってパネルができるわけですね。専門部会のような形で。

大森 そうです。そうです。3部会ができたわけです。作戦、情報、後方支援という3つの部会しかないんですけど。

村田 そこで、話し合ってみると役割分担についてなかなかうまくいかないの、今おっしゃった国務省だとか国防省だとかもうちょっと高いレベルで話し合わないといけないと、言うことでしょうか。

大森 そうです。そうです。だからそういうふうなところで、決着をつけないといけないような感じを持つようになったんじゃないかと思えますねえ。

村田 実際そのようになったんでしょうか。国務省やワシントンなんか。

大森 ええ。それはですねえ、51年に始まって52年、実際ドラフトみたいなガイドラインが出来て、あれしたのが53年の、どうだったかなあ、



村田 閣議了承は53年の11月ですね。

大森 ええ、11月ですねえ。11月ですけど、53年の春、要するにずいぶん1年以上経ってから、2年近く経って、西広さんにもう2年も経って何故出来てないんだとか言われてずいぶん怒られた記憶がありますけど、そこで、53年の11月、僕は、54年に1月にはいないんですが、で、その前は、担当が変わってますからね、私は、ガイドラインある程度出来た後に、今、内閣のPKO準備室の次長をしている新貝君というのがいるんですけど、彼にバトンタッチしているんですね。それが6月かな7月かな。

村田 53年のですか。

大森 ええ53年の。その前の、ガイドラインの原案が出来たのが、52年の暮れか53年の春頃ではないですかなあ。ですけど、こちらの案を書きたいというのは繰り返しになりますけど、戦略的な機動部隊、空母機動部隊とか、そういうものはアメリカですよ。日本は、自衛隊は支援を受けてやりますよ。その作戦構想というのを書こうというのが非常に大きなメインテーマで、そこは事務レベルというか、在日米軍レベルではなかなか難しく、結局ハワイに行って、いろいろ調整したりですねえ、その後、統参本部から課長級の人に来てくれて調整したりとかしたり、また外務省の方からも国務省にいつてもらったりとかいうふうなことで出来上がったと。私の担当者として、日米での食い違いということとはそういうところですね。

村田 なるほど。それでは、大森さんはその頃に一番に頻繁にコンタクトをされたアメリカ側のカウンターパートは誰でしょうか。

大森 ええとですね。窓口になったのは、在日米軍の3部ですね、名前忘れちゃったな、陸軍大佐のですねえなんかいて。その下に、2世のですねえ宮本さんという中佐の人がおりましたね、その人が専ら窓口でした。で、その太平洋軍にはその太平洋軍の5部ですねえ、これは、名前はちょっと。海軍の少将ですねえ、シエルトンさんかなあ、その少将がいてですねえ、その下にこれまた、2世か3世のシカタさんという、この人は言葉はしゃべるんですが、口ではしゃべるんですが、字が日本語が読めないんですけども、そういう人がいて、統参本部には、これまた5部のあの人はなんていったかなあ、陸軍大佐の、その人と私は専ら窓口で、交渉というか、局長と、当時は丸山次官かな、まあ、西広課長のいろいろのあれで、こういう考えでなければだめだとかですね、日本側としてはこういうのをお願いするけどこれはこういう背景だと、いうのを宮本中佐を通じていろいろやってましたね。

村田 ペンタゴンとはコンタクトをやってらっしゃらなかったんですか。

大森 ペンタゴンはISA みたいなところは、直接は僕はやらなかったですね。

村田 それは、あるいは、もうちょっと上の課長級の方とかは接触なさっていたのでしょうか。

大森 ちゅうか、今のようにですねえ、ISA と防衛局が頻繁にですねえ、やっていくという体制ではなかったですねえ。

村田 そうすると、その当時にはジム・アワーなんかいますよね。ペンタゴンに。

大森 いやあ、ジム・アワーはいたかねえ。

村田 彼はもうちょっと遅れて来るんですねえ。

大森 彼はもっとずっと後だと思います。

村田 失礼しました。また、たとえば、ジム・アワーの前任者のようなですね、ペンタゴンの日本部長とかというのは、あんまり接触をお持ちにならなかった。

大森 ハワイでですねえ、次官補のマクギファートさんという、あの人が次官補で、それで丸山さんといろいろ話したりですね、ええと、アブラモビッツ。誰だっけなあ次官補代理は。

村田 アブラモビッツ、いました。次官補代理に

大森 そうでしょ。アブラモビッツさんが次官補代理にいたんです。だから、アブラモビッツさんと西広さんとかですね、佐藤さんはずいぶん話しているんです。だから僕も、なんちゅうか、僕が直接ですねえ、アブラモビッツさんと交渉してとか、アブラモビッツさんの下に誰がいたのか。誰かいたと思うんですけど、あんまりその人が、そのう、今の例えばサコタさんとかね、それとかいろいろいますけども、そのへんと直接話をしたように僕は思えないんですけど。

村田 いずれにしても当時というのは、そういうシビリアンの密度がずっと低かったと考えてよろしいんですね。今日の防衛庁のあり方から。

大森 そうです。それまで圧倒的なあれです。ですけど、アブラモビッツさんみたいな外交官のあれで、佐藤さんはアブラモビッツさんともものすごくそれが、よく知ってて話が。西広さんもそういうことで、佐藤西広ラインのあれで、アブラモビッツさんなんかと話をしたんじゃないかと思うんです。私の方は、そこのラインで言われてやってたのもありますっていうか、そこで、日本の戦略的守勢というか、米軍の抑止力に依存するっていうか、そういうふうなことで枠組み、たぶん西広佐藤ラインで、アブラモビッツさんだとか、そのう、ええっと、国務省の誰だっけなあ。

村田 国務省は、ボルブルックがおりました。アーマコストもおりました。

大森 アーマコストさんがですねえ、NSCにいたのかなあ。そうかもしれません。そのアーマコストさんとボルブルックさんと、アブラモビッツさんの3人だと思うんですよ向こうは。それで、そこに佐藤さんが一番そこをよくあれしてて、それで西広佐藤ラインで、日本の基本的なスタンスというかそのというようなものを。私は、実際そのう、ガイドラインの、英文でなんかしてやって、在日米軍が窓口でやってました。SDC そのものは、太平洋軍の5部長が出てきました。シェルトンさんという海軍少将の方が出てきましたけど、実際パネルなんかでは、在日米軍の先ほどの作戦部長なんかは、3部長で、空軍のなんて言うのかなあ、その人で宮本さんていうのがいて、そこで、日本はこうでなきゃいかんとか言って、在日米軍はすぐ太平洋軍とか統参本部だとかに行くわけですよ。それで、統参本部の陸軍大佐の人なんか来たりして、そこでいろいろやってて、そういうやりとりが、パネルでの討議というのが、どれくらいやったのかな、ある程度になったらほとんどもう実体ベースで、向こうと交渉するつというのがある、それが確か53年の春か52年の暮れかにできたんじゃないのですかねえ。

村田 在京米大はかんでないのですね。

大森 在京米大はですねえ、なんだっけ、在京米大もですねえ、今のデミングさんがいなかったけど、セリングマンさんが公使でいたのかなあ、参事官かなあ。今の前に公使でいたブレイア。一等書記官でいたのかなあ。彼が使い走りみたいなことやってましたよ。こっちも彼が安保課といろいろやったり、こっち来てですねえ、どうだこうだとやったり。在京米大が、そういう政治的ないろんなやつをメッセージを運んでくれてやってたとは思いますが、私は実体としてどれだけというのは、ちょっとそこはよく分からなくて、私どもは、在日米軍、太平洋軍、そのう、統参本部ルートのをやってて、それを持ってきて、こうですよって西広さんに言って、ああそうかっじゃあ外務省につて、佐藤さんとか行って、行ったり来たりしてやってたですね。

村田 そうしますと、今おっしゃいましたように、自衛隊が盾、米軍が槍というふうな役割分担を進めるとしますと、自衛隊の中で不満はありませんでしたか。盾という限定的な役割にされちゃうということに対しては、それはもうリアリティーとして当然だということですか。

大森 そうですねえ、当時の私は防衛課にいまして、あとそのう、SDCが出来るというか、統幕3室にですねえ、指揮調整班というのがあるんですが、そこがガイドライン研究の窓口でした。それと、陸海空自衛隊も関係すると、陸海空の運用課の2佐位の人が担当者がいまして、それがスタッフグループみたいなところでやってて、そこで議論して、それぞれ課長にあげたり、部長にあげたりとかなんかでやってましたけど、その時に自衛隊の方で大きく問題になったというか、これは先ほど申し上げました私どもの認識や説明は国会議論で1つの枠組みが出来ているというか、それを再確認するというので、そのなかにおいて、作戦計画の研究をしていくんだということでありまして、<sup>1</sup>当時から自衛隊は盾で、米軍は槍だとか、自衛隊は戦略守勢だというふうな大きな基本ポリシーについては、不満を持っている人はどこかにいたかもしれませんが、<sup>2</sup>防衛システムの主流なんかは、そこはおかしいんじゃないかと言うことを聞いたことはありません。ですけど、細部の、作戦計画というか、ガイドラインの防衛構想を書くにあたって、陸海空でそれぞれ議論があったというのは事実です。ですけど、それほど大きな相違はなかったと思うんです。陸上自衛隊なんかでも米軍の来援を待ってみたい格好で、しかし、陸上自衛隊が独力で戦ってという意味ではなかったです。で、海空は共同でってみたい作戦構想になっていると思うんですが。

村田 例えば作戦計画ですね、日本有事の。ソ連が北海道に進行してくると。で、それに対処するというソ連が北海道に上陸してくるってのは、当時のソ連の強襲上陸能力からするとあまり現実性のある話ではなかったのだけれども、それは陸上自衛隊がそうして欲しいというかですね、そういうシナリオが望ましいという陸上自衛隊の利益が反映されていると言う方もいらっしゃると思いますが、そういうことは印象としてお持ちにございませんか。

大森 そこはですねえ、さらにですねえ、なんちゆうですか、議論としてはもう一段各論の話なんですよ。ガイドラインのレベルの話ですと、非常にですね、一般的話として、作戦計画をやる上での共通の指針を作りましょうということなので、そこにおいて、作るにおいて、こう北海道に来て、その時どうしてということはないんですよ。だからその応用編みたいな話ですから。

村田 副本部長はその時はもうタッチしていらっしゃらない。その具体的な作戦計画のシナリオが動き出すところではもう直接はいわない。

大森 ええ、ですから54年の確か1月か2月頃に防衛課からいなくなりました。ですけど、日本側の議論としてはですね、当然一般論を書くということだけではなくてですね、具体的にはどうだということなので、そこのところでは、陸上自衛隊の方は、その北海道というか、侵攻に対して共同行動の時に、どういうふうに行動するか。それを抽象化するか、一般化するところだと。で、さっき申しましたまず陸上自衛隊は、防御にあたっていると。か。そういうようなこと。海上自衛隊の方は、北の方よりもまず外からのシーレーンにおける共同行動が始まっているとか。そういう議論はずいぶんありまして、国内ではずいぶんあって、それそのはガイドラインはご覧のように一般論としてですね、書いてありますから、あれだけ見る限りにおいては、米軍の方からどうだっというか、シナリオの議論をしているわけではありませんから、パネルのレベルで出てきた記憶は私はありません。

村田 そのパネルのレベルで書かれた範囲のなかで、防衛庁と外務省の意見が大きく異なるっていう局面はあまりなかった。

大森 ううん。そうですねえ。際だってですねえ、外務省と対立したっていうのはないですねえ。まあ、自衛隊と米軍の共同作戦行動ですからですねえ、大きく外務省からクレームがついたっていうのはなかったですねえ。

村田 極東有事の研究を始めようっていう話はもっと後に出てくるわけですか。このガイドラインを作る過程でももうすでに想定されているのですか。

大森 そうです。そうです。ですからアジェンダを作った時に、いわゆる5条事態をまず最初の議題にして、2番目に6条事態をやりましょうと。まあ、いわゆる極東有事ですか。ということになってましたので、そこはもう極東有事の話もやることになってました。実際、先ほどに言いました、そのう、5条事態の方のパネルにおとしてやってって、基本的な作戦任務というか、そこで、まあ壁にぶつかったわけではないんですが、より高いレベルでやらなくちゃいけないということで、そっちをやるうちに時間がとられちゃって、まあそのう、6条事態のあのガイドラインに書いてあることをパネルでやったってのはないんですよ。||それでもう、ガイドラインはもう2年も経っちゃってですね、早くやらなければいかんということで、従来パネルでやったやつがあるとか、それから、いろいろやった作戦構想というか、日本側の国会議論をベースとしたみたいなのを、早くまとめると西広さんが言うからですねえ、なるべく早くまとめてですねえ、それで、じゃあ、6条はどうしたんだということになって、6条はしょうがないなって、地位協定なんかをみて書いて、

片方は一杯書いてあるのに、片方は 2,3 行のあれだけ、それで外務省に持ってって、当時はもう佐藤さんは変わっていて、今のサウジアラビア大使しておられる丹波さん。そこで、どうだこうだやって、6 条事態って、当時は 6 条事態でやるっていうのも事前協議はどうかというの、非常に大きな当時のですね、私もそうですけど、外務省の人たちの関心でありまして、地位協定上確かにいろいろ、便宜というか、いろいろありますけど、地位協定に基づいて 1 つの融通ですね、施設の有事の共同使用みたいな。そんなものを取りあえず決めよう。また、そこはその現行の法令は、法令は地位協定も入っているわけですけど、そこに従ってやりますというのが、6 条のガイドラインの中に入っているということでとりあえず作ってですね、安保協議委員会で、そこで、合意を得ようとしようと。それが、6 月だか 7 月だかなんかだったかなあ。そこんどこまで、西広さんに言われてやってましたけども。

村田 最後の 1 つだけ。あるいは、もう直接関わらっていらっしやらないですから、ガイドラインが 53 年の末ですね。策定されるのが。これは、陸海空のですね、それぞれのサービスごとにですね、日米の共同訓練の年毎に何回やったのか数えたんですが、これだけを見ますとね、単純にこれだけを読みますとね、53 年航空自衛隊 3 回だったのが、翌年の 54 年には 11 回に増えるんですね。以下 2 桁台ですと続くんです。海に関しては、割とムラなくコンスタントにあるんですね。ジム・アワーさんなんか言わせると、日米の両海軍というのは別に、ガイドラインがあろうがなかろうが非常に緊密な関係であって、ガイドラインの導入で何か極端に両国海軍のですね、協力関係が飛躍的に変わったものではないとおっしゃるんですが、空なんかについて見るとこの年を境に 2 桁台に増える。というのは、ガイドラインの策定というものが具体的に現れてきたというふうに考えてよろしいんでしょうか。

大森 ええ、まさにその通りです。だけど、ジム・アワーさんが言うような海が、だから、確かに海はずっとやってきましたし、ですけど、僕はあれから決定的に変わったと思うのは、やはりリムパックに参加できたのも、ガイドラインがあったからだと思うんですね。ですから確かに、航空自衛隊が共同訓練と言い出したのは、戦闘をシナリオに基づいた訓練をやりだしたのはガイドライン後ですね。ですから、非常にガイドラインに対する大きな期待があったのは空、航空自衛隊だったのは確かにそうです。ですから、それまでは、航空自衛隊の共同訓練というのは、技術的な米軍の持っている操縦というか戦闘技術を学ぶということで、一緒に戦闘する、敵をこう制圧したりなんかすることでフォーメーション組んでやるということはなかったんです。ところが、日米共同ていうか、アメリカのなんか巻き込まれたとかどうとかこうとか、実際はやったかどうかは知りませんが、航空自衛隊と米軍とやるっていうのは非常に限定的にやってたんですけども、それは国会での答弁は、先進技術を学ぶための訓練であって、1 つのシナリオに基づいたいわゆる戦闘

訓練ではないというふうなことです。海上自衛隊も基本的にそういう説明なんです。ですけど、リムパックみたいな格好になるとそこはどうだか。リムパックも確か、ガイドラインが出る前からいろいろこう話があったと思うんですね。

村田 丸山さんにお話を伺いました時にね、80年ですね。実際参加した時。その前の回からほとんど参加のですね、下準備が出来ていたんだけど、根回しが遅れてですね、間に合わなくて1回ずれ込んだんだということなんですけど。

大森 ええ、そうだと思います。根回しがというか、やっぱりそこは、非常に政治的な根回しが遅れたというのは、政治的なこう、説得というか時間がなかったというふうなことだと思いますし、あれができるようになったのもやはりガイドラインがあることができるようにした、あれがないと絶対にできなかったというところではないかと思っております。ですけど、私はガイドラインの役割はあったんじゃないかと思っております。

村田 そのガイドラインの策定してらっしゃる過程で、そういうことが念頭にありましたか。海上自衛隊がリムパック参加という。

大森 そこはちょっと微妙っていうか。明確にはそんななかったですけど、やっぱり担当者の中なんかでは、1つのシナリオに基づいた、そのような密度の高い訓練をやる。で、そこは、訓練をやる時に日米共同作戦計画であってその確認でやるんだというのは違うんですから、そこは、海上自衛隊の人なんかものすごい期待があったのは事実ですね。そこからすると、まあなんちゅか、消極さというか、積極さの順番いうと、一番積極的だったのは、海空が両方だと思うんですけど、一番目に現れて切実さだったのは、航空自衛隊。海上自衛隊がその次で、陸上自衛隊は、いやまあ米軍とやらないで自分でやるよってみたいな。結果的には、陸上自衛隊もものすごく増えているんじゃないかなあ。共同訓練が。

村田 陸は少し遅れて56年に初めて2回ですね。4,3,5,7,7。60年ぐらいから増えてくるんですが。

大森 ですから、僕に言わせると、若干ちょっと陸上自衛隊は日和見しててですね、海空がどんどんなるからやりだしたと。ですけど、かなり、というのはガイドラインなんかというのは、我々もなんか言ってたんですけど、なんだかよく分かんない。一番それに対して熱心に作戦計画の研究という下敷きがないとですね、米軍との訓練さえ出来ないと困るというふうにいったのが航空自衛隊。

村田 陸は、割と単独にでもできるって言うことですか。

大森　そうです。陸はまあ、いやあ別に助けに来てくれればいいけど、俺達は自分のところは自分で守るんだと。そんな訳のわからん知らないやつが来たってそんな守りっこないとみ  
たいな格好でね。したがって、ガイドライン作りでも、陸の、まあ大きく言えばですね、  
陸の担当者は非常に分かってて、これからはそのう、安保体制っていうか、そういう中で  
陸上自衛隊の作戦行動っていうのも、日米共同でとかいうことであれですけど、一般的な雰  
囲気としましては、陸上自衛隊は海空とはやや異なる認識でした。【ですからガイドライン  
書くときも共同作戦というよりも自分でやって、それを助けに来るというところみたい  
のが重要である。】ですから僕はそのガイドライン全体の、米側とのあれでは、基本的な構  
想のところ非常に大きな問題があったというところが幸いあれですけど、あと日本側と  
米側いろいろしている時に、日本側が訓練をこれから積極的にやっていく1つの根拠と  
しですね、ガイドラインをとというふうなのがありましたけども、その事務方っていうか、  
制服の人たちいろいろやってたところはちょっとやはり自衛隊の当時、今もそうすけ  
ど、有事即応体制っていうか、即応度の間口を広げていこうと。【したがっていわゆる、恐れ  
のある場合っていうか、直接作戦行動の前の事態の日米の共同調整っていうかそういうのをき  
ちっと出来るようにしよう。】この中核が共同作戦計画の研究というところになると思  
うんですけど、あともう一つはアメリカの前方展開っていうのがないと基本的に共同作戦が  
成り立たないと、そういうのを言おうと。【そういうことで、侵略の未然防止というところ  
にアメリカの前方展開が重要だというようなことを書いた。】あとは、作戦計画のところの  
作戦体制をどうするか。あともう一つは、補給体制はどうしていくのかという、ロジのと  
ころのですねえ、これはアメリカから非常にいろいろな面で要求ということになっている  
けど、こちらの体制のあれじゃなくて、いろいろ釣り合わせるとかなんとかのところだけ  
で止まっているのですけどね。【現実そこで、私どもは、最初のご質問の5条、6条とい  
うか日本防衛と極東有事、我々は、丸山さんや西広さんが仕切ったあれでなってますので、  
5条をやれば、6条の応用問題として出来るんだという。】したがって、5条のところでの  
情報交換とかロジスティックな何とか。だけどどうもそこは、日本側は建前的なところで、  
もうちょっとなんか具体的みたいなのはありましたけど、まあこれから詰めるんだみたい  
な話ですねえ、アメリカ側とはもうそれ以上踏み込めなかったということかなという気  
がしますなあ。

村田　どうも有り難うございました。